

- ①「**社会福祉主事任用資格証明書**」②「**保育士(保母)資格証明書再発行**」の発行を希望される方、
③「**幼稚園教諭免許状**」の**再発行**については、まず下記の注意事項をご確認後下さい。
その後、郵送での申込み方法または窓口での申込み方法をご確認下さい。

①「**社会福祉主事任用資格証明書**」

該当しているかの確認が必要です。

まずは学校へお電話でお問い合わせ下さい。(TEL：0948-22-5726 教学課)

②「**保育士(保母)資格証明書再発行**」

- ・平成14年以前の卒業生

児童福祉法の改正により、平成15年11月29日から、「保育士(保母)資格証明書」など、
保育士となる資格を証明する書類だけでは、「保育士」として業務を行うことができなくなりました。
保育士として業務を行うには、都道府県知事に対し登録申請手続きを行い、その業務に就く前に
「保育士証」の交付を受ける必要があります。
まずは、下記の登録センターへお問い合わせ下さい。

- ・平成15年以後の卒業生

下記の登録センターへお問い合わせ下さい。

【都道府県知事委託 保育士登録機関(社会福祉法人 日本保育教会)登録事務処理センター】

T E L : 03-3262-1080

ホームページ : <http://www.hoikushi.jp>

③「**幼稚園教諭免許状**」の再発行

福岡県庁のホームページでご確認ください。

お問い合わせは福岡県教育庁教職員課へお願いします。(TEL：092-651-1111(代表))